本庁部局の意見

三所の組織体制について

1 3案(たたき台)に共通する意見

【メリット】

・「地域課題の解決」や「効果的な市町村支援」という観点から、<u>地方事務所(地域振興局)の企画振興係を体制強化</u>することには賛成。企画振興係の体制面について、<u>10 広圏それぞれの実情に応じた検討</u>が必要。

【デメリット・課題】

- ・地域課題の解決に向けての組織的な課題の整理を踏まえた議論の積み上げが必要。<u>「誰」が「何」</u> に困っているのかを共通認識にするべき。
- ・基本的な考え方にある「住民の利便性に配慮」(住民に近い所に細かく組織を配置)と「効率的な組織体制」(限られた財源に対応して組織をスリム化)は相反する。
- ・県も市町村も既に備えている機能については出来るだけ市町村に任せ、市町村が備えることが出来ない機能についてはレベルアップするような考え方による見直しも必要。
- ・地域課題を解決するために、予算や定数の要求権を所(局)長に与えることが適切なのか議論が <u>必要。</u>所(局)長の裁量で執行できる予算を増やしたり、所(局)内の職員をフレキシブルに配 置出来る権限を所(局)長に与えたりすることでも地域課題の解決に資する場合もある。
- ・予算要求権の付与など、現地機関の機能強化を検討するのであれば、<u>本庁組織の見直しもセット</u>で検討する必要がある。(トータルで業務量(定数)を検討すべき)
- ・県庁から現地機関への権限移譲(予算、人員含む)を強力に進める必要がある。
- ・ 10 広域圏は、規模、地域事情が異なることから、<u>それぞれの圏域にあった組織体制</u>を考える必要がある。

2 A案について

《考え方》

・三所の組織体制は変えず、地方事務所の体制を強化して地域課題に対応

【メリット】

- 責任の所在や権限が明確な指揮命令系統及び組織体制となっている。
- ・三所を横断する連携会議等を組織することで、地域課題に取り組む形が構築できる。
- ・大きな変更がないため、スムースな移行が可能。また、県民に定着している名称(窓口)であり、 混乱が少ない。

【デメリット・課題】

- ・企画振興係の増員だけでは、地域課題を解決することは出来ない。
- ・保健福祉事務所、建設事務所には、明確な企画担当者が現在配置されていないため、新たに配置 する必要がある。仮に、各所の総務係長を兼務させるという方法では効果がなく、連携強化の効 果はための方策は別に考える必要がある。
- ・兼務職員は、保健福祉事務所、建設事務所の企画担当職員では連絡調整の体制で変わらないので、 それぞれの次長クラスの職員の方が地域課題の解決に繋がる。
- ・兼務する企画担当者の役割・業務を明確にする必要がある。また、2つの指揮命令系統下に入る ので、負担軽減を十分考慮すべき。
- ・<u>現状と変わるところが少なく、現地機関を強化したようには見えない。</u>県民・県議会等に説明するのが難しい。

3 B案について

《考え方》

- ・地方事務所を地域振興局(仮称)に改組、地域課題の解決に向けた機能や局長の権限を強化
- ・医師である保健福祉事務所長、土木職である建設事務所長の専門性を重視

【メリット】

- ・現在の地方事務所の権限が強化され、また、局に技術職員を配置することにより、<u>三所間の連携</u>についても強化されており、地域課題解決への姿勢がより強く打ち出されている。
- ・地域課題解決に向けた<u>地域振興局の権限は強化されつつ、保健福祉事務所や、建設事務所にも独</u>立した権限が確保されており分かりやすい。

【デメリット・課題】

- ・<u>定例的な業務の線引きを明確に</u>、また、<u>地域振興局長が行う助言及び勧告の権限の範囲を明確に</u> する必要がある。
- ・予算要求権等の権限付与は議会への説明責任などを伴い、他県の事例も参考に慎重に検討すべき ものと考える。
- ・企画部門に専門職種を常時配置するメリットが見えない。技術職員自体が不足している中、地域 振興局に配置するのであれば、採用数を増やすなど人員確保が必要。
- ・企画振興部門に専門技術職を配置する場合は、全所一律ではなく、地域の課題、質・量、業務内 容等を精査した上で必要な人員を配置すべき。
- ・市町村数や小規模村を考慮しての人員配置が必要。

4 C案について

《考え方》

・三所を集約して地域振興局(仮称)に改組し、地域課題への対応や総合力を強化

【メリット】

- ・総務部門の集約により、組織のスリム化、事務の効率化が図られる。
- ・大規模災害時の応援態勢が組みやすくなる。
- ・福利厚生、安全衛生等、組織の内部管理的な業務の効率化が図られる。

【デメリット・課題】

- ・専門性の高い業務について、局長が的確な判断を速やかにくだせるか疑問であり、<u>屋上屋の組織</u>になりかねない。
- ・迅速な判断が必要な<u>災害時等、専門的な知見に基づく的確な初動判断や機動性の確保に時間がか</u>かることが懸念される。
- ・通常業務において、決裁までに時間を要すると、結果として住民サービスの低下につながる。
- ・企画部門に配置される専門職員の役割分担を明確にする必要がある。技術職員自体が不足している中、地域振興局に配置するのであれば、採用数を増やすなど人員確保が必要。
- ・市町村数や小規模村を考慮しての人員配置が必要。

三所の組織体制に関連した検討事項

1 業務の集約や管轄区域について

①集約のやり方に関する意見

- ・業務に着目した管轄範囲の見直しに加え、人員、機材等の充実も検討してはどうか。
- ・地方事務所と中核市の位置づけを整理した方がよい。
- ・10所が同じ業務を同列ではなく、一部の業務分野を基幹局に集約するなどの検討が必要。
- ・広域的な業務の集約は県民サービスの低下につながるおそれがあるので、県民に直接関係する 業務とそうでない業務とで組織体制を検討してはどうか。
- ・取扱件数の少ない業務等については、効率化の観点から基幹となる所へ集約する体制を検討してはどうか。
- ・管轄区域については、広域化すると現場対応が多い職場は、現場に行く時間的ロス等が増え、 効率性・利便性が損なわれる懸念がある。

②集約に適すると考えられる業務に関する意見

- ・立入検査など専門性の高い業務については、公平な検査実施やコンプライアンス確保の観点から、本庁や基幹となる所への集約化は有効
- ・庶務、会計業務の統合、三所の職員の福利厚生に係る事務の集約
- ・観光業務の広域的集約
- ・定例的な調査業務の集約

③建設事務所に関する意見

- ・三所の管轄を同一にした方が、県民に分かりやすい。
- ・現場により近い場所に建設事務所があることは、きめ細かな維持管理、災害時の初動体制、効果的な市町村支援、住民の利便性などの面から重要。

2 課や係等について

①統合のやり方に関する意見

- ・現地機関の課の再編を行う場合は、本庁の課なども合わせて再編する必要がある。また、県庁 の部局体制を基本に、現地機関の課・係を設置した方が業務の推進につながる。
- ・管理監督者の担当業務が多くなることによる弊害がないか検証が必要。
- ・専門性の高い組織体制の方が、市町村や地域住民の要望に対し、きめ細かな対応が可能。
- ・係体制は、フレキシブルな体制が好ましい。

②具体的な再編等に関する意見

- ・地域の重要課題に対応する特命担当業務は、地方事務所の副所長が担うことが適当。
- ・今後医療と福祉の連携はより重要になるため、福祉課は保健福祉事務所に残す必要がある。
- ・<u>環境課</u>の業務は、地域保健法で保健所が行うとされている業務のほかにも、自然環境、エネル ギー等重要な業務を所管しているため、保健福祉事務所への統合は困難。
- ・<u>農政課及び農地整備課</u>については、災害などの緊急時にはそれぞれ専門知識を持った課長が的確に状況判断し早急な対応を指示する必要があるが、両課を統合した場合、迅速な対応が難しくなる。
- ・地方事務所建築担当課は、効率的な組織運営の観点で本庁の体系に合わせる方が効果的。
- ・「<u>商工観光建築課」</u>(木曽、北安曇)体制について観光業務が増加しており、建築業務の専門性 の高度化なども考慮すれば、早期に建築業務を分離すべき。

その他(検討案(たたき台)に記載されている以外の事項など)

①検討全体に対する意見

- ・<u>地域の課題とは何か</u>、具体例を挙げて議論することで「現状で足りないもの、付加すべき権限や機能」が明確になるのでは。
- ・政策目標を推進する上での課題を整理し、その上で必要な組織を検討するべき。
- ・地域課題の解決のために、組織や権限を縦型に大きくするのではなく、環境の変化に対応できる、 例えば権限を付与されたプロジェクトチームなど横型組織の導入を検討してはどうか。
- ・三所以外の機関や単独現地機関について、どのように考えるかが不明確。
- ・県民にとってシンプルで分かりやすく、県民に対するサービスレベルが現状より低下しない組織 とすべき。
- ・<u>県庁と現地機関の役割分担</u>があいまいになっているので、現地機関の見直しにあわせて役割分担 を明確にするべき。
- ・過去の組織見直しのメリット・デメリットを十分検証し、その状況を踏まえた検討が必要。

②具体的な事例に関する意見

- ・現地における防災関係業務について、危機管理体制の強化の観点から、三所の組織体制を十分検討する必要がある。
- ・環境保全研究所の業務のうち、保健所との緊密な連携のもと、専門性を活用した地域保健に関する業務を独立させ健康福祉部所管とするなどの検討をする必要がある。(国が示す地方衛生研究所としての機能強化)
- ・試験研究機関相互の連携に加え、保健所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所など検査実施機関と の連携強化を図る。
- ・保健福祉事務所は、医療等専門的な業務を行い、特殊性が高いため、他に権限を移すべきではない。